



令和3年3月30日
庁議資料

2水多調業第217号

令和3年3月22日

各市町
下水道担当部長 殿

東京都水道局多摩水道改革推進本部
調整部長 小山 伸樹
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症への対応に関する
水道料金・下水道使用料の支払猶予の受付期間延長について

日頃より、水道事業に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

東京都では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金等の支払が困難な事情にあるお客さまに対する支払いの猶予を、令和3年3月31日までの受付としておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大による経済への影響が依然として大きいことから、お客さまへの支援継続のため、下記のとおり、支払猶予の新規受付期間を延長いたします。

つきましては、同時に徴収しております各市町の下水道使用料につきましても、同様の扱いとさせていただきます。御理解のほど、よろしく願いいたします。

記

- 1 受付期間
令和3年9月30日（木曜日）まで延長
- 2 猶予期間
お申し出いただいた日から最長一年間
- 3 お申込み
水道局多摩お客さまセンターで受け付けます。
- 4 猶予期間後の対応
猶予期間終了後も、1年以内の分割支払い等の相談に応じます。

【担当】

東京都水道局
多摩水道改革推進本部
調整部業務指導課
海老塚、伊達、米村
電話 042-548-5373